

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ◇ 情報公開法の開示請求・3か月で4800件

**Q** : 国税局に対する行政文書開示請求の件数等が明らかにされたそうですが、開示・不開示の割合はどうなっているのでしょうか。

**A** : 6月末までの処理済4,400件のうち不開示とされたのは100件弱のようです。

### 【解説】

今年の4月から施行されている情報公開法により、国税庁が受けた行政文書開示請求の件数は、4月から6月末までの3か月間で約4,800件になることがわかりました。これは、全省庁での請求件数約16,400件の30%に当たる件数です。

請求を受けた4,800件のうち約4,000件は所得税及び法人税の公示対象者に関するものとなっています。情報公開法を利用すれば、税務署での公示期間終了後も公示情報が入手できるメリットが活かされたものともいえます。

また、3か月間の請求件数4,800件のうち、6月末現在で処理が終了したものは約4,400件で、処理率は92%となっています。ただ、公示の開示請求を除いた処理率でみると80%にダウンします。一方、全省庁の処理率は75%ですから、省庁全体からみても国税庁の処理は迅速といえそうです。

なお、情報公開法に基づく審査基準により不開示と決定されたものは4,400件のうち100件弱のようですが、その請求の内容は明らかではありません。今のところ、公示以外の開示請求にはどのような種類のものがあるかなどといった詳細は明らかにされていません。

